

I C T活用工事(法面工)(島根県版)実施要領

1. I C T活用工事(法面工)(島根県版)

1-1 I C T活用工事の定義

I C T活用工事(島根県版)実施要領(以下「共通事項」という。)と同様とする。

1-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、その他の技術については、国土交通省が定める各出来形管理要領および各種要領に基づき実施すること。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数も可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できるものとする。

また、法面工の関連施工としてI C T土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、その場合もI C T活用工事の扱いとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もI C T活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はI C T土工等と合わせて行うが、I C T法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ I C T建設機械による施工

法面工においては該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の計測要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

- 1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(法面工)(島根県版)の対象工事

(1) 対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、以下とする。

《ICT活用工事(法面工)の対象工種種別》

工 種	種 別
植生工	・種子散布 ・張芝 ・筋芝 ・市松芝 ・植生シート ・植生マット ・植生筋 ・人工張芝 ・植生穴 ・植生基材吹付 ・客土吹付
吹付工	・コンクリート吹付 ・モルタル吹付
吹付法枠工	
落石雪害防止工	

・その他（特記仕様書等により別途定める工事）

(2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は

適用対象外とする。

2. ICT活用工事(法面工)(島根県版)の実施方法

2-1 発注方式(対象規模の目安)

(1) 施工者希望型(A型)

植生及び吹付面積が1,000㎡以上を目安として、発注者が設定した工事に適用する。

(2) 施工者希望型(B型)

上記(1)以外の工事で実施可能とする。

2-2 ICT活用計画書等の提出

共通事項と同様とする。

2-3 発注における入札公告等

入札公告等の記載例については、別添のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3. ICT活用工事(法面工)(島根県版)実施の推進のための措置

以下について共通事項と同様とする。

3-1 総合評価落札方式における加点措置

3-2 工事成績評定における措置

3-3 ICT活用工事実績証明書の発行

4. ICT活用工事(法面工)(島根県版)の導入における留意点

以下について共通事項と同様とする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

4-2 3次元設計データ等の貸与

4-3 工事費の積算

4-4 ICT監督・検査体制の構築

4-5 現場見学会・講習会の実施

5. ICT活用工事に関する調査等

以下について共通事項と同様とする。

5-1 発注見通しの公表

5-2 事後調査(活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等)

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する

この要領は、令和7年6月1日から施行する